

こ 発 第 5 1 号

令和6年4月11日

各放課後等デイサービス事業所 管理者 様

福岡市子ども未来局子ども発達支援課
(事業所指定・指導担当)

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における放課後等デイサービスの
人工内耳装用児支援加算の創設に伴う対応について(依頼)

平素より本市障がい児福祉の推進にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において難聴児支援の充実を図る観点から人工内耳装用児支援加算が創設されております。

当該加算の算定にたつては、事業所の体制等の要件に加え、児童が人工内耳装用児支援の支給決定を受ける必要があります。本市では人工内耳を装用している児童の把握ができませんので、人工内耳装用児支援加算の算定を希望される事業所に置かれましては、下記の対応をお願いします。

業務ご多忙の折、申し訳ございませんが、ご理解ご協力のほど、よろしく願いいたします。

記

1 加算の算定要件等

報酬告示、留意事項通知、別紙「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定(障害児支援関係)改定事項の概要(抜粋)」をご確認ください。

2 児童の支給決定において必要な手続き

当該加算の趣旨等について保護者に説明、同意を得た上で、申請書及び児童が人工内耳を装用していることが分かる書類(人工内耳装用者カードの写し、児童が人工内耳を装用している旨が記載された医療機関が発行する書類など)を区の受給者証発行窓口へ提出してください。

※令和6年4月中に受給者証発行窓口にて上記の手続きを行った場合、令和6年4月1日(通所給付決定が令和6年4月1日より後の場合は通所給付決定日)に遡って支給決定を行います。

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市子ども未来局 子育て支援部 子ども発達支援課 事業所指定・指導

(TEL) 092-711-4987

事業者指定専用アドレス: syougaiji-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp